

奈良県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	福井 克英
施術所の名称及び所在地	ひいらぎ整骨院 葛城市尺土二七〇一
廃止年月日	令和六年六月二十九日